

○第1回被害調査の実施に伴う人員体制について（案）

1 り災証明受付期間

平成23年3月20日（日）から3月31日（木）

市民生活課、各総合支所

2 調査資料の作成

平成23年3月22日（火）～3月24日（木）

- ・調査名簿の作成
- ・被害調査票の作成（名寄帳）、案内図の作成
- ・り災台帳の作成（調査後）

3 り災証明書交付日

平成23年4月1日（金）

4 第1回被害調査実施予定

平成23年3月25日（金）から平成23年3月27日（日）

5 被害調査実施体制

3月22日（火）17時現在、1,574件のり災証明願件数のため、40人体制が必要（2人1組、20班）

財 務 部	税務課資産税係	4名
	税務課市民税係	4名
	収納課	4名
	財政課	4名
総務企画部	企画調整課	1名
市民生活部	環境防災課	1名
	市民生活課	1名
健康福祉部	高齢福祉課	1名
	社会福祉課	1名
産 業 部	農林課	2名
建 設 部	土木課	2名
	都市計画課	2名
	管理課	2名
上下水道部	上下水道課	1名
総合支所	保原総合支所	2名
	梁川総合支所	2名
	伊達総合支所	2名
	霊山総合支所	2名
	月舘総合支所	2名
計		40名